

伊方原発をとめる会ニュース

2015 年1月22日 NO.13

〒 790-0003

松山市三番町 5-2-3 ハヤシビル3F

電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991

ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>

メール ikata-tomeru@nifty.com

早期に伊方原発の運転差止判決求め 署名 9 万 7 0 9 1 筆を地裁に提出



裁判所前を歩む(左)／署名を手に裁判所へ(右上)／記者会見の様子(右下)

12 月 24 日、「早期に伊方原発の運転差し止めの判決を求める署名」9 万 4 千余筆を松山地方裁判所に提出しました。この日は、原告など 20 名余が裁判所門前まで行進。それぞれ 4～5 千筆ほどの署名の束を持って裁判所へ提出に向いました。

その後、記者会見で草薙事務局長は、四国電力の裁判引き延ばしを厳しく指摘。テレビ・新聞各社が報道しました。

署名は、9 月 20 日の伊方原発をとめる会第 4 回総会からスタート。3 カ月という非常に短い期間で、ここまでの署名が寄せられました。原発再稼働に対する住民の不安と危機感の大きさを物語るものです。

四国四県、大分、山口、広島、岡山など伊方原発の周辺県をはじめ全国各地から署名が届けられました。事務局としてご協力下さった全てのみなさんに心から感謝と御礼を申し上げます。

追記

24 日以後に到着した署名を同 26 日に追加提出。

累計 94,952 筆となりました。さらに、1 月 16 日に 2,139 筆を裁判所に提出。累計で 97,091 筆となりました。

第 10 回口頭弁論
2 月 10 日 (火) 松山地裁
13:00 原告集合／13:30 一般集合
14:30 開廷
16 時ころ～報告集会(愛媛県美術館にて)

志賀原発運転差止判決時(2006 年)の裁判長
／現在・福井原発訴訟(滋賀)弁護団長

井戸謙一講演会
3 月 22 日 (日) 13:30 ～
松山市コムズ (5 F) にて

資料代 500 円

2015 年 年頭のごあいさつ

事務局長 草薙順一

2つのことを申し上げます。

第1は、伊方原発が稼働停止になって、1月13日で満3年になりました。2015年は伊方原発の再稼働を許さない闘いの正念場です。伊方3号機について国の原子力規制委員会は2014年11月7日、基準値震動(耐震設計の基準となる最大規模の揺れ)650ガルで了承しました。伊方原発が中央構造線と6キロの至近距離にあることや、南海トラフの震源域の真上にあることを承知の上で、「論点なし」としています。

四国電力は今年2月中には原子炉設置変更許可補正申請書を提出すると表明しました。それが提出されれば、原子力規制委員会は直ちに審査書案(事実上の合格証)を作成するといっています。その後、約1ヶ月のパブリック・コメントを経て審査書は確定します。そして、直ちに地元同意のプロセス



となり、約1ヶ月のパブリック・コメントを経て審査書は確定します。そして、直ちに地元同意のプロセス

となります。この原発回帰の動きにどう声をあげていくかが大きな課題であります。

第2は、伊方原発再稼働停止の裁判です。松山地裁への訴え提起は2011年12月8日であり、3年以上が経過しています。審理は原告側の主張立証は終わっています。被告の四国電力は原発の安全性について主張立証いたしません。しないというよりできないのです。

「伊方原発をとめる会」は、一日も早い判決を求めて、2014年12月24日に9万4千筆を超える署名を裁判所に提出いたしました。裁判所が原発の危険性についての判断をすれば、原発稼働停止の判決は間違いありません。裁判所に大いなる希望を抱く理由です。2014年5月21日に福井地裁判決が、関西電力大飯原発3、4号機について稼働停止の判決をしました。住民の生命や生活を守る人格権を高らかに述べました。

原発は危険なものです。人と共存できません。今年が松山地方裁判所において、伊方原発をとめる判決の出る年であることを念じています。

署名とともに寄せられた 福島からの手紙

福一(東京電力福島第一原発)の原発事故で町ごと追われました。今は伊達郡の桑折町の仮設住宅に暮らしています。二度と同じ思いをする人々のない様にと切に願っています。

稼働も仕方がないことと受け止めておられる方々に、私達が何を奪われたのか知っていただきたいと思い、行動してきましたが、交通費とか謝礼とか一切いらないので伝える場を下さいと訴えても、なかなかその機会は与えられません。5人集ってもらえるなら、どこにでも行く、そのことしか体験させられた者のすることはないとお願いしても、聞いていただける場所はありません。それだけ、何がおこったのか知らされてはいないのだと思います。4度目の冬を仮設住宅でむかえる私達は、こんな老後望んでいたわけではありません。機会を与えていただけるなら嬉しいことです。

「太鼓たたいて 人様寄せて わしも言いたいこと

がある」という八丈島の人々の想いを、我が身にしみて知ることになりました。皆様の運動が実を結びます様に、切に願っています。

まだ間に合うのですから、皆さんはまだ私達の2011・3・10を生きておられます。踏み越えてはならない1日です。

(福島県双葉郡浪江町、K・Mさん)



2015 年 1 月 16 日 11:00am 双葉町長塚の様子

伊方原発運転差止訴訟 第9回口頭弁論

5歳児の母で歴史家の高橋博子さんが陳述



報告集会で語る高橋博子さん、左は内山弁護士

10月28日、伊方原発運転差止めを求める訴訟の第9回口頭弁論がありました。冒頭に原告側は第4次提訴の訴状陳述、準備書面32～34を陳述しました。そして、書証(裏づけとなる証拠書類)を提出しました。被告の四国電力は、準備書面5、6を陳述し書証を提出しました。

その後、高橋博子さん(広島市)が原告として意

見陳述。高橋さんは、3・11の原発事故による放射能汚染から1歳半(当時)のわが子を守るために苦悩した母親の立場から、また、原爆やビキニ被災におけるアメリカの被害隠蔽と過小評価の歴史を研究する歴史家の立場から、原発の再稼働は到底許されないと切々と訴えました。

原告弁護団は「訴訟進行についての意見書」を提出。10月7日の「打ち合せ期日」において原告と被告が確認した3点について、正式に調書に記載することを求めました。ところが、被告側弁護団は不同意を表明。原告弁護団は厳しく追及しました。結局、被告側の認識を文書化し11月18日までに提出するとともに、被告側の主張・立証のスケジュールを提示することとなりました。次回口頭弁論を、2月10日(火)としました。

閉廷後は、愛媛県立美術館講堂で裁判報告集会を開催。記者会見の後、広島市立大学平和研究所講師の高橋博子さんによるミニ講演「被ばく問題—ヒロシマ、ビキニ、フクシマを考える」を行いました。

高橋博子さんの陳述から (一部を紹介します)

当時息子は離乳食の途中で粉ミルクも飲ませておりました。早速すでに発売している粉ミルクを大量に購入しました。というのは放射性物質がミルクに蓄積されやすいことを1950年代の研究から知っていたからです。実際、のちに、2011年3月11日以降に製造された同会社からの粉ミルクからは、放射性物質が検出されておりました。また育児休暇中に過ごした東京の自宅のある小金井市の隣の三鷹市からは水道水から放射性物質が検出され、乳児のいる家庭には東京都から飲料水が支給されました。

.....中略.....

あの時は、小さな子どもを被曝から守るため、必死で情報収集し、行動しておりました。しかし、政府の発表や、テレビや新聞に出てくる専門家と呼ばれる人たちは、内部被曝を軽視し、外部被曝のみを意識した説明しかしておりませんでした。

私としても 内部被曝の影響を軽視するのはおかしいことだと、少しでも多くの人に気づいてほしくて、機会をとらえて情報発信してまいりました。共同通信配信記事の識者評論欄に執筆し、「原発事故と放射線被害 内部被曝は推量困難 「基準」の検証不

可欠」というタイトルで2011年3月30日に配信されました。

.....中略.....

原発を再稼働させるということは、これから成長してゆく子どもたちを危険にさらすということです。

東京電力福島第一原発事故の経験がありながら、どうしてこうした子どもたちを危険にさらせるのでしょうか。まだまだ被害の全容が明らかになっていないにもかかわらず、どうして原発を再稼働しても安全だといえるのでしょうか。放射線はよりにもよって、最も弱い守られるべき存在を危険にさらします。

放射線安全論は、大人の、強い側の、核兵器や原発という存在を守るために作られたものにすぎず、人間を守るものではないことは、歴史的資料が示しています。

強い存在をさらに守るためではなく、弱い存在を大事に守るための判決を、原発ではなく人間の命を、幼い子どもたちを、必死になって成長しようとしている胎児を守るために、伊方原発の運転差止めの判決を求めます。

「自然エネ」買取保留について申入れ・要請

四電が自然エネの買取りを「保留」した問題で、伊方原発をとめる会は11月21日に愛媛県と経済産業大臣に要請を行い、四国電力に申入れをしました。

この要請と申入れには、草薙事務局長など6名が参加。四国電力には、①「再生可能エネルギー新規契約中断」を撤回すること。② 本川揚水発電所をはじめ、四国の環境を活かした中小規模の揚水発電、発展著しい蓄電技術の活用など、迅速に対応すること。③ 伊方原発の再稼働は断念すること一を申入れました。愛媛県には、自然エネを推進する県の立場にも反する四国電力の態度を是正させるよう求めました。以下は経産大臣宛の要請書。

.....

経済産業大 宮澤洋一 殿

**自然エネ買取り「保留」をやめさせ
自然エネ活用を促し、
原発を再稼働しないよう求める要請書**

再生可能エネルギー(以下「自然エネ」とする)による発電の接続契約の回答を、電力会社が「保留」

四国電力に申入れる
草薙事務局長ら(手前側)



する問題が起こっています。

この動きの背景に原発最優先の姿勢があることは明らかです。大手紙においても、自然エネルギー導入率40%のスペインを例に、「世界は、円滑に発電をコントロールする技術の開発に力を入れている」と紹介し、今回の問題の根源が「原発再稼働最優先」にあることを指摘しています。原発の再稼働が自然エネの伸張を排斥する関係にあると言わねばなりません。

また、電力会社の独占的な状況が「円滑な発電コントロール」を阻害する現状をあらためるために、発送電分離が急がれます。

出力が微少だと「宣伝」されてきた自然エネですが、春や秋の電力に匹敵する発電を行う見通しが出ています。日中に揚水発電所を稼働させ夜間に必要量を発電する、電力間で融通しあう、蓄電設備を積極的に導入する等の対策をとれば、原発なしに、基本的には燃料費なしに十分に必要な電力を安定させることが出来ます。自然エネは地元の仕事も作れます。今回の事態は、自治体における自然エネ活用の努力にも反するものです。

については、以下の点を申入れます。

記

- (1) 電力会社の「再生可能エネルギー新規契約中断」の撤回を強く指導すること。
- (2) 揚水発電所、電力融通、蓄電技術の活用など、迅速な対応を行うこと
- (3) 発送電分離をすすめること。
- (4) 原発の再稼働は行わないこと。

以上

「エネルギーを私たちの手に」と田中優氏講演 自然エネと原発を考える集会を開催

12月23日、自然エネを活用し、電力会社に依存しない生活(オフグリッド生活)を実践している田中優さんを講師に学習・討論を行いました。愛媛県美術館講堂で開催し、約100名が参加しました。

田中さんは、自然エネ買取り保留問題が原発再稼働をねらう問題と深くかかわっていると指摘し、語りはじめました。太陽光発電の買取り制度が4分類されている中で、10KW未満と10～50KWが突出して急増したこと。中規模以上でありながら「分譲」によって小規模化し、キュービクル設置や電気主任技

術者をおく負担を避けた形が急増したことを説明しました。(いわゆる「分譲」は4月から禁止されました)

田中さんは、ドイツと比べつつ課題を明らかにしました。ドイツでも太陽光発電は急増していますが、風力やバイオマスも急増。風力は風のある「適地」よりも、そうでない地域の買取価格を高くしています。適地だけに偏らず、分散させる政策です。また、バイオマスやバイオガスの買取価格は小規模ほど高くしています。さらに融通による調整も加え、自然エネが伸びています。日本の場合、「調整力」を持たない形で

急増しており、「蓄電」機能が不可欠になっているのだと指摘しました。

「最大の発電所は節電」だとし、買取条件の調整によってピーク電力を引き下げる重要性を指摘。北九州の八幡地域で実践された結果によると、ピーク電力を26.4%引き下げたと紹介しました。

また、電力消費の3分の2は事業系だが、事業系の価格は節電を促すものになっていないこと、電力



オフグリッドを
強く訴える田中優氏

会社の儲けの9割(過去5年間の東電の場合)が家庭向け電力の収益であることも指摘しました。

「オール電化」のような無駄を廃止し、省エネ家電を活用したうえで、さらに自然エネを「進化させて利用」しようと訴えました。「自給するエネルギー」をめざす上で重要なバッテリーを比較的廉価に導入できる技術も紹介し、太陽光パネルはメンテできる比較的低い位置に設置することを推奨しました。

質疑の中で、参加者から、原発再稼働を許さないために「揚水発電」の活用についても語られました。田中氏は、既存のものを活用することは許容されるだろうと語りました。そして、なんと言っても電力会社の収益の中心になっている「家庭用」電力を使用する世帯が、「オフグリッド」に向けて動いていくことのインパクトを強調しました。

フライブルクで知ったこと

松尾和子さん

(伊方原発運転差止訴訟・原告共同代表の一人)

「原子力？おことわり」



私は2013年8月から1年間、ドイツのフライブルクに住んでいました(夫の在外研究に同行)。フライブルクの反原発への取り組みについて短い紙面ですが報告します。

フライブルクの電力会社バーデノーヴァの個人消費者向けの電気は100%再生可能なエネルギー(水力、太陽光、風力、バイオマス)でまかなわれています。ただ電力は自由化されていますので、どの電力会社から購入するかは個人で決めます。

フランスのフェッセンハイム原発(ライン川をはさんで約50km)周辺の3ヶ国(ドイツ・フランス・スイス)の住民は約10年前から共同で反原発連盟を組織し、監視と訴訟を行っています。市町村議会単位でこの保護団体への加盟を呼びかけ、議会が可決すると住民全員が会員となり、住民は自覚していなくても原発に対する訴訟に参加することになります(年間1人当たり約8円の会費)。上記3ヶ国の共同裁判で原告数は約100万人。日本とは全く違う方法で驚きました。今まで運転差し止めを勝ち得たことはありませんが、追加の安全措置をとることを余儀なくさせるなどの安全面での効果を上げただけでなく、原発の

設備・運転コストを上げることに貢献しています。

私はエコステーション(フライブルク市がBUND:ドイツ環境自然保護連盟に委託して子供たちや市民への環境教育プログラムを提供する施設)のエコガーデンで庭仕事のボランティアをしていました。「人が守ろうと思うのは人が知っているものだけだ」という考えのもとで、さまざまなプログラムを提供しています。プログラムに参加する学校、幼稚園のクラスは年間200を超えます。子どもの頃に環境について勉強したり、自然の中で体験したり感じたりすることは大切だと、改めて考えました。

最後に、緑の党の方と話して心に残った言葉を記します。「ドイツが脱原発へ向かうには長い年月がかかりました。市民運動はこつこつと続けていくことが大事です。」



電力会社の絵ハガキにも風力発電が登場

県の原子力安全専門部会へ公開質問

伊方原発をとめる会は12月24日午前、愛媛県環境安全管理委員会原子力安全専門部会長にあてて公開質問書を届けました。以下は、その全文です。

伊方原発環境安全管理委員会の貴部会が、伊方原発の安全に関する愛媛県としての審査の要に位置づけられていると認識いたします。

いま、基準地震動が「平均像」で策定されてきたことの問題性があらためて浮き彫りになっています。基準地震動の算出に深く関わってきた入倉孝次郎氏が今年3月、愛媛新聞紙上で「私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは地震の平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。基準地震動はできるだけ余裕をもって決めた方が安心だが、それは経営判断だ」と述べたことは、大きな衝撃をもって各方面に受けとめられています。

11月の大津地方裁判所の仮処分決定の中でも、「地震動の評価・策定にあたって、直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか。…」等々、新規規制基準の合理性に対する原告側の批判に対し、電力側がなんら説明を加えていない点を指摘しています。

については、貴部会に対し以下の4点を公開質問致します。

四国及び西日本に限らず、広範な住民の命とくらし・財産そして将来にわたる重要問題であり、現時点での貴部会の見地をお尋ねするものであり、さほど時間は要しないものと存じます。については、1月16

日(金)までに、ご返答をお願いします。

注：19日現在、回答は未到着です

公開質問事項

- (1) 伊方原発の耐震設計の根幹となる「基準地震動」が、「平均像」をもとに計算されていることについて、貴部会で議論されたことがありますか。
- (2) わずか50ガル基準地震動を引き上げただけで(570→620ガル)、福島原発事故の後に建設された伊方原発の免震重要棟の土台部分等に破壊が起こるとされたことは重大な問題です。このことと、国内で4000ガルを超える地震動が記録されたことを対比して検討していますか。
- (3) 原子力規制委員会の田中委員長は、新規規制基準の審査結果が安全を保証するものではないと語っています。では、だれが安全を保証できるのですか。貴部会は伊方原発の安全を保証できるのですか。もし、福島原発事故のような事故が起こった場合、だれが責任をとるのですか。
- (4) 貴委員会として、最新の知見(①スロークエイクと巨大地震の関連について、②地震動による原発の損傷を疑わせる過渡現象記録装置のデータについて、③福島原発事故時のような短周期・長時間地震動に伊方が襲われる可能性や被害について)にもとづく徹底検証を国に求めたのでしょうか。また、貴部会としての調査研究をしていますか。

以上

署名とともに寄せられた

お手紙から

昔、伊方原発ができた頃の頃、旅行で通りかかって見学し、立派だ、すばらしいと帰って話した記憶があるので、その罪滅ぼしの思いがあります。ぜひぜひ運転差し止めになるよう、祈りを持って運動を成功させましょう！

(広島市安佐南区、K・Rさん)

いいかげんな条件で再稼働がOKされるなど口惜しい限りです。経済優先で命は二の次などもってのほかです。戦後のあの貧しさ苦しさを経験した者にとっては、生きることの大切さの前には、共に手を

写真中央7階建は伊方の「免震重要棟」

たった50ガル基準地震動を引き上げただけで、土台くいの一部にヒビ等の破壊が起こると判明(2014/7/25)

写真は2014/3/22
当会事務局で撮影



取り合ってがんばれば乗り切れること、多々あります。安倍政権の強引さは許されるものではありませんね。
(豊橋市、T・Kさん)

映画「日本と原発」上映会のお知らせ

脱原発弁護団全国連絡会の共同代表・河合弘之さんが、渾身の力を込めて作成したドキュメンタリー。

「弁護士がなぜ映画をつくったのか」とインターネット上で大きな話題になった映画。丸二年の歳月を費やし、盟友弁護士海渡雄一さんとともに多くの関係者にインタビュー。現地福島映像も。原発問題に関心のある方々には必見の映画です。ご来場をお待ちしています。

【日時】 5 月 10 日(日)

第 1 回 10 時 30 分～

第 2 回 13 時 30 分～

【場所】 松山市男女共同参画センター「コムズ」

5 階大会議室 (松山市三番町 6-4-20)

【整理券】 1,000 円(高校生以下は不要)



上は、映画のひとつま(爆発する原発)

これで検証していると言えるのか？

伊方原発環境安全管理委員会の原子力安全専門部会

12月24日、半年ぶりに愛媛県原子力発電所環境安全管理委員会の原子力安全専門部会が開催されました。任期切れで空席の同専門部会長を選出。露骨な再稼働推進論で知られる奈良林氏が推薦し、望月部会長が再任されました。奈良林氏の選任に反省のない県の姿勢をうかがわせました。

会では、委員の質問に四国電力の回答が続きました。批判的見地からの質問と言うより、委員たちは回答を飲み込むのに四苦八苦の様子。基準地震動のことは「われわれ専門家でも十分に熟知していない」と公言してはばかりません。こんなことも分らないのかと苛立つような電力側の表情が再三見られ、傍聴していた県会議員もあきれていました。

知事の発言も”地に落ちた”議論

知事が耐震裕度「2倍化」を語り、570ガルの2倍化で「1000ガル超過」の議論がありました。しかし、2倍などではあまりに過小評価です。

ところが、会議の終盤、委員たちから「1000ガルとして議論してきたわけではない」とか、「ご報告頂くのはいいが審議対象ではない」などの意見が相次ぐ始末。知事発言の信用性まるつぶれの議論が横行

していました。

2011年6月27日に、四国電力が「2倍程度に目標を設定」とし、2012年6月19日には、知事が「耐震裕度2倍化」について「県民にしっかり説明すること」を求めています。

2倍どころか4倍～7倍の検討こそ

基準地震動の権威として知られる入倉孝次郎氏が3月の愛媛新聞記事で、「私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは地震の平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。基準地震動はできるだけ余裕を持って決めた方が安心だが、それは経営判断だ」と語りました。各方面に衝撃を与えました。

今言われている「基準地震動」は最も危ない数値を算出してはいません。実際は今の数値の4倍から7倍は必要と言われます。2倍化などはそもそも小さすぎる議論です。ところが、知事が口にしてきた「2倍化」さえも無視されようとしているのですから、この部会の見識が根本から問われています。

ご参集をお願いします。

第10回口頭弁論 2月10日(火) 松山地裁

13:00 原告集合

(とめる会で原告席抽選を行います)

13:30 一般集合／傍聴抽選

14:10ころ全員で門前まで歩む

14:30 開廷

16時ころ 報告集会

(愛媛県美術館 講堂にて)

井戸謙一講演会

3月22日(日) 13:30～
松山市コムズ(5F)にて
資料代 500円

井戸謙一さんは

2006年3月、金沢地裁は、石川県北陸電力志賀原発2号機の運転を差し止める、住民側勝訴の判決を行った。井戸さんはその時の裁判長。現在、福井原発訴訟(滋賀)弁護団長をつとめている。

東京電力福島第一原発事故 —愛媛での損害賠償訴訟 いよいよ本格スタート—

東京電力福島第一原発事故で避難した人たちが、各地で損害賠償訴訟を起こしています。愛媛でも、昨年3月11日に提訴しました。原告は県内避難者6世帯12人。被告は国と東京電力です。傍聴には原告関係者のほか、伊方原発をとめる会のメンバーが多数かけつけました。

ようやく、1月13日に開かれた初回弁論では、原告の渡部寛志さんが意見陳述を行いました。福島原発の事故によって、暮らしも家族も全てが深刻な影響・被害に見舞われている実情が語られました。

しかし、国と東電は、原告の苦難に真摯に向き合わず事故の責任から逃れようとする態度に終始しました。訴訟を支える会では、裁判の傍聴や支持を訴えています。支える会の連絡先は、石手寺・加藤さん(TEL 089-977-0870)

次回は、3月17日(火)13:30に開廷です。

2015年 前半のとりくみ

○2月10日(火) 13時～

伊方原発運転差止訴訟の

第10回口頭弁論

○3月11日(水) 18:00～

集会とデモ(坊ちゃん広場に集合)

○3月22日(日) 13:30～

井戸謙一講演会(コムズ5F)

○5月3日(日)

愛媛憲法集会(県民文化会館)

※展示を行います

○5月10日(日) 午前・午後

映画「日本と原発」コムズ5F

○5月17日(日)

ライブ・アースまつやま

(昨年展示の実績)

○6月7日(日)

松山市堀之内の芝生広場での集会

日程を空けておいてください。

編集後記

拙いニュースだが、紙面を平板にしないため編集子3名は四苦八苦。ああでもない、こうでもない、罵りあいながら仲良く(?)編集作業。でも、出来栄はイマイチか。「人の情に訴えるものを」との注文も寄せられているが、力量不足を痛感しながらの作業だった。

今回は作業中に、テレビカメラ同行の取材チームが来訪。基準地震動をめぐる県環境安全管理委員会等のデタラメぶりを厳しく指摘する和田事務局次長の発言を収録し、同日夕刻に放映。

川内原発、高浜原発に次ぐ再稼働3番手と言われる伊方原発を絶対に再稼働させないため、編集子も全力を傾けたい。

